

## 1 主な改正内容

### (1) 特急料金等

改正前	特急料金、指定席代は片道 50km 以上に限る 特別職のグリーン車代は片道 100km 以上に限る
改正後	距離規定を削除

### (2) 目的地内の交通費

改正前	日当 ※ ( ) は政令指定都市で 1.3 倍。愛知・岐阜は半日当 特別職 2,000 (2,600) 円／日 1～7級 1,600 (2,080) 円／日
改正後	実費（地下鉄、バス、タクシー、レンタカーなど）

### (3) 宿泊費等

改正前	宿泊料 特別職 13,300 円／泊 1～7級 11,800 円／泊
改正後	① 宿泊費 上限付き実費（上限は宿泊地により異なる） ② 宿泊手当 ・宿泊に食事代が含まれない場合：1,600 円／夜 ・宿泊に朝食代又は夕食代が含まれる場合：800 円／夜 ・宿泊に朝食代及び夕食代が含まれる場合：支給無し

### (4) 包括宿泊費（新設）

改正後	移動と宿泊が一体となったもの（パック旅行）について支給する包括宿泊費を新設 包括宿泊費の額は、交通費の額及び宿泊費基準額の合計額を上限額とし、実費支給
-----	--

### (5) 転居費等 ※赴任に伴う転居に要する費用

改正前	① 移転料 定額（鉄道での距離に応じる） ② 着後手当 定額（日当×5日分+宿泊料×5日分）※条件、距離により 2～4 日分 ③ 扶養親族移転料 定額（扶養親族 1 人につき職員相当額の 1/3～2/3（年齢区分））
改正後	① 転居費 実費 ② 着後滞在費 5夜分（国内）を限度とした宿泊費と宿泊手当の合計額 ③ 家族移転費 同居する家族（扶養要件なし）の移転に係る実費（職員相当額を上限）

(6) 食卓料（廃止）※外国旅行の場合の食費

改正前	特別職 6,700 円／夜 1～7級 5,800 円／夜
改正後	廃止

(7) キャンセル料等 ※旅行命令の変更（取消）によって、旅行者の損失となる金額又は支出を要する金額の範囲内で市長が必要と認める金額

改正前	条件：旅行命令の変更（取消）又は死亡した場合
改正後	条件：旅行命令の変更（取消）又は死亡、傷病その他やむを得ない事情がある場合

(8) 旅費の支払先

改正前	旅行者（職員等）
改正後	旅行者（職員等）及び旅行事業者等

(9) 旅費の返納（新設）

改正後	旅行者等に旅費の返納を求める場合、旅行者の給与等からの控除を可能
-----	----------------------------------

(10) 施行日等

この条例改正は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に出発する旅行から適用する。  
令和8年3月31日以前に出発する旅行は、従前の例による。

## 2 改正趣旨

旅費支給の原則は実費支給であるため、定額で支給している旅費を実費支給に改める。また、近年の宿泊費の高騰を考慮し宿泊費の上限額を改める等、現在の旅行の実態に即した改正を行う。